検事　内藤惣一郎
平成二十九年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする
平成二十九年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする
同　佐藤　淳
平成二十九年司法試験考査委員の併任を解除する
平成二十九年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上一月二十七日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、ドイツ国元大統領ローマン・ヘルツォーク逝去につき、一月二十六日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御答電

天皇陛下から平成二十八年十二月十六日カタール国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、同月二十六日御答電があつた。

官庁発表

官庁事項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項第１号の規定に基づき、平成23年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年１月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表海上保安学校学生採用試験の項中「航空課程 情報システム課程」を「航空課程 情報システム課程 管制課程」に改める。

２　この決定による改正は、平成29年１月31日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第６条第２項第２号及び第21条第１項の規定に基づき、平成26年人事院公示第23号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年１月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第１項第２号中「ＴＯＥＩＣテスト（公開テストに限る。）」を「TOEIC Listening & Reading Test（平成28年８月５日に名称が変更される前のＴＯＥＩＣテストを含み、公開テストに限る。）」に改める。

２　この決定による改正は、平成29年１月31日から効力を発生する。

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 29 年１月 31 日

金融庁長官　森　　信親

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　協栄信用組合
　　住所　新潟県燕市東太田6984番地
⑵　名称　株式会社ＫＦソリューション
　　住所　東京都港区西新橋一丁目５番10号
⑶　名称　アイフル株式会社
　　住所　京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381－１
⑷　名称　株式会社カレイド・ホールディングス
　　住所　東京都港区南麻布一丁目１番４号
⑸　名称　株式会社天満屋ストア
　　住所　岡山県岡山市北区岡町13番16号
⑹　名称　株式会社ニコン
　　住所　東京都港区港南二丁目15番３号
⑺　名称　株式会社西日本新聞社
　　住所　福岡県福岡市中央区天神一丁目４番１号
⑻　名称　株式会社メディネット
　　住所　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目３番12号
⑼　名称　サン・パシフィック・キャピタル株式会社
　　住所　東京都港区六本木三丁目１番１号
⑽　名称　住友不動産販売株式会社
　　住所　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
⑾　名称　寺田倉庫株式会社
　　住所　東京都品川区東品川二丁目６番10号
⑿　名称　北越急行株式会社
　　住所　新潟県南魚沼市六日町2902番地１
⒀　名称　アダムズ・ストリート・パートナーズ・エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国　60606、イリノイ州シカゴ、スイート2200、ノース・ワッカー・ドライブ１
⒁　名称　ニシキ・リアル・エステート・ピーティーイー・エルティーディー
　　住所　96　ロビンソンロード　17―04　エスアイエフビルディング　シンガポール　068899
⒂　名称　CapitaRetail　ＩＨ特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　丸の内仲通りビル６階
⒃　名称　CapitaRetail　ＬＰＭ特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　丸の内仲通りビル６階
⒄　名称　ＬＡＯ　Ｖ　Ｊａｐａｎ特定目的会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
⒅　名称　川島　隆明
　　住所　東京都港区南麻布一丁目１－４
⒆　名称　津坂　　純
　　住所　東京都港区南麻布五丁目３番23―302号

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成29年２月１日から平成31年１月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 29 年１月 31 日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　エム・エス・ジャパン・リート・ホールディング株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区大手町一丁目９番７号　大手町フィナンシャルシティサウスタワー
⑵　名称　ピーエフシー　インターナショナル　カンパニー　リミテッド
　　変更後の所在地　Ｆ室、チャイナ・オーバーシーズ・ビルディング５階、139 ヘネシーロード、ワンチャイ、香港

２　名称の変更のあった者

　　変更前の名称　ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ株式会社
　　変更後の名称　ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ合同会社

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 29 年１月 31 日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成29年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年１月31日